こども性暴力防止法施行に向けた義務事業者用準備ガイド

参考資料

２－①　不適切な行為の範囲の検討・確定

(参考)「不適切な行為」の具体例①

こどもまんなか
こども家庭庁

基本的な考え方

○　「不適切な行為」とは、当該行為そのものは児童対象性暴力等には該当しないが、業務上必ずしも必要な行為とまでは言えないものであって、当該行為が継続・発展することにより児童対象性暴力等につながり得る行為をいう。

○　「不適切な行為」の具体例は、次の表に掲げるとおり。

○　ただし、これらの具体例は、対象事業者、事業内容、対象となる児童等の発達段階や特性、現場の状況等によって、不適切であるか否かが変わり得るものであり、**これらの行為に該当することで一律に不適切であると判断されるものではない**ことに留意が必要である。

○　各対象事業者において「不適切な行為」を定めるに当たっては、必要に応じて専門家に相談するとともに、**現場で業務を担う対象業務従事者とコミュニケーションを図り**、対象業務従事者が過度に萎縮することがないよう留意しつつ、事業の実態に即して決定することが必要である。また、「不適切な行為」を定めた場合には、**対象業務従事者に対して周知徹底**を行うことが必要である。

「不適切な行為」の類型	「不適切な行為」の具体例
私的なコミュニケーション、面会、送迎等	・　児童等と私的な連絡先（SNSアカウント、オンラインゲームのアカウント、メールアドレス等）を交換し、私的なやり取りを行う ・　休日や放課後に、児童等と二人きりで私的に会う ・　保護者の承諾がないまま、児童等の自宅で二人きりになる ・　児童等を自宅に招き、二人きりになる ・　不必要に、児童等を一人で車に乗せて、送迎を行う
撮影	・　私物のスマートフォンや、ルール外の方法で児童等の写真・動画を撮影・管理する ・　業務上必要と考えられる範囲外で、児童等の写真や動画の撮影を行う
密室	・　不必要に児童等と密室で二人きりになろうとする（用務がないのに別室に呼び出す　など） ・　更衣や宿泊を伴う活動で、不必要に児童等と対象業務従事者が二人きりで更衣室やお風呂等を利用する

(参考)「不適切な行為」の具体例②

こどもまんなか
こども家庭庁

「不適切な行為」の類型	「不適切な行為」の具体例
身体接触	・　児童等に不必要な接触を行う（必要以上に長時間抱きしめる、一般的ではない抱き方になっている　など） ・　業務上必要でないのに児童等を膝に乗せる、おんぶする　など ※　未就学児に対する膝に乗せる、おんぶするといった行為は、業務として行い得るものであることに留意。 ・　業務上必要でないのに児童等にマッサージをする、児童等にマッサージをさせる、寝かしつけの際に特定の児童等とだけ添い寝をする ・　視覚障害児の誘導時に必要以上に距離が近い
排せつ介助等	・　児童等の発達段階や特性から考えて、不必要な入浴及び排せつ介助を行おうとする ・　おむつ交換時に、衣服の上から陰部を触ったりつかむように確認したり、おむつの中に手を入れて確認するなど、誤解を受けるような仕方で交換する ・　児童等が一人で排せつ、入浴、着替え等を行いたいとの意思を示している中で、わざわざ介助に入る ・　特段の必要性がなく特定の児童等だけに排せつ介助を行おうとする
更衣	・　不必要に、更衣室や児童等が更衣中の部屋に入室する ・　不特定多数の人の目がある中で児童等に更衣をさせる
特別扱い	・　特定の児童等に高価な金品を与えたり、正当な理由なく声掛けや態度を変えたりする ・　児童等の容姿等を過度にほめる ・　特定の児童等の保育・介助等を、理由なく担当しようとする
その他	・　児童等の衣服や持ち物を正当な理由なく触ったり、借りたりしようとする ・　従事者が過度に肌を露出する（性的手なずけにつながる可能性（※）） ※　従事者が児童等の前で過度に肌を露出するという行為は、肌を露出することへの児童等の抵抗感や警戒心を徐々に低減させ、性暴力が起きやすい状況を生み出し得るため、「性的手なずけ」につながり得るものとして記載している。

２－②　対象業務従事者の範囲の検討・確定

(参考)実態を踏まえて犯罪事実確認等の対象か否かが判断される職種等の例①

青：支配性
黄：継続性
緑：閉鎖性

こどもまんなか こども家庭庁

職種	対象／対象外	具体例
事務職員	対象	・事務作業を中心的な業務としつつも、保護者と職員が面談をする際に、別室で児童等の面倒を見るなど、例外的な場面では児童等と接触することも業務として想定される者 （①児童等との一定の接触から支配性、②業務として行っていることから継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。）
	対象外	・業務が電話対応、書類整理などに限定され、児童等との接触がほとんど想定されない者 （業務内容により、児童等との接触がほとんど想定されないため、①支配性、②継続性、③閉鎖性のいずれも満たさない。）
バス運転手等	対象	・日々の送迎業務において、他の職員が同席しないバスで、児童等に会話等を通じて接触することが想定される者 （①児童等との一定の接触から支配性、②日常的である点から継続性、③第三者の同席がない点（特に最後に降ろす児童等とは一対一になる）から閉鎖性のそれぞれを満たす。）
	対象外	・日々児童等と顔を合わせて送迎を行っているが、他の職員の同乗が前提となっており、第三者の同席がない状況で児童等と接することがほとんど想定されない者（②児童等と継続的に顔を合わせ、①一定の接触も行っているが、③他の職員が同乗しており、第三者の同席があるため、閉鎖性を満たさない。）
受付業務員	対象	・児童等への日常的な対応業務の中で、他の職員が同席しない状況で、児童等に会話等を通じて接触することが想定される者 （①児童等との一定の接触から支配性、②日常的である点から継続性、③第三者の同席がない場合があることから閉鎖性のそれぞれを満たす。）
	対象外	・人の往来の多い場所で、来客対応や電話対応等の事務作業のみを行い、児童等との接触がほとんど想定されない者 （②児童等と継続的に顔を合わせるが、③外部に開かれた受付スペースでの応対が中心であり、①児童等との接触がほとんど想定されないため、支配性、閉鎖性を満たさない。）
清掃員	対象	・教育、保育等を行っている時間に、日常的に他の職員が同席しない状況で、児童等に会話等を通じて接触する機会がある者 （①児童等との一定の接触から支配性、②日常的である点から継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。）
	対象外	・児童等がいない時間帯に清掃を行い、児童等との接触がほとんど想定されない者 （児童等と接触しないため、①支配性、②継続性、③閉鎖性を満たさない。）
警備員	対象	・他の職員の目が届かないところも含めて施設内を日常的に巡回し、児童等に会話等を通じて接触することが想定される者 （①児童等との一定の接触から支配性、②日常的である点から継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。）
	対象外	・人の往来の多い校門や施設外での警備のみで、児童等との接触がほとんど想定されない者 （②児童等と継続的に顔を合わせるが、①一定の接触はほとんど想定されず、③第三者の目があるため、支配性、閉鎖性を満たさない。）

(参考)実態を踏まえて犯罪事実確認等の対象か否かが判断される職種等の例②

青：支配性
黄：継続性
緑：閉鎖性

こどもまんなか こども家庭庁

職種	対象／対象外	具体例
調理員	対象	・業務上の食育指導、給食の準備・片付け等の際の会話等を通じて、他の職員の同席がない環境で児童等と接触することが想定される者 （①指導等による児童等との一定の接触から支配性、②業務上である点から継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。）
	対象外	・調理業務のみを行い、児童等との接触が想定されない者 （児童等と接触しないため、①支配性、②継続性、③閉鎖性のいずれも満たさない。）
スクールソーシャルワーカー	対象	・他の職員が同席しない児童等との面談を日常的な業務として行っている者 （①個別面談による児童等との密接な接触から支配性、②日常的な業務である点から継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。）
	対象外	・教職員、保護者、地方公共団体、他の支援機関等との連携が中心で、児童等と接触する場合は例外的かつ保護者や他の職員の同席が想定される者 （①児童等と接触する場合は密接に関わるため支配性を満たすが、②例外的であり、③第三者の目があるため、継続性、閉鎖性を満たさない。）
医師/嘱託医	対象	・施設内の診察室等で、年に複数回個別診察や健康相談等の業務を行っており、他の職員が同席しない状況が生じ得る環境下で、児童等との一定の接触が想定される者 （①個別診察等による児童等との一定の接触から支配性、②複数回継続している点から継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。）
	対象外	・年一回の定期の健康診断のみで、児童等との接触が一時的かつ常に他の職員による同席が想定される者 （①診察等による児童等との一定の接触から支配性を満たすが、②一時的であり、③第三者の目があるため、継続性、閉鎖性を満たさない。）
看護師等	対象	・日常的に児童等の健康管理等を行い、体調不良時は別室で対応するなど一対一で接触することが想定される者 （①健康管理等による児童等との一定の接触から支配性、②日常的である点から継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。）
	対象外	・緊急時の応急対応のみを行い、児童等との接触が短時間かつ他の職員が同席することが想定される者 （①応急対応による児童等との一定の接触から支配性を満たすが、②一時的であり、③第三者の目があるため、継続性、閉鎖性を満たさない。）

(参考)実態を踏まえて犯罪事実確認等の対象か否かが判断される職種等の例③

青：支配性
黄：継続性
緑：閉鎖性

こどもまんなか こども家庭庁

職種	対象／対象外	具体例
ボランティア	対象	・居場所づくりの事業等で学習支援を行うスタッフとして児童等に一対一で指導、交流等を行うことが想定される場合 （①指導、交流等により児童等との一定の接触があるため支配性、②スタッフとしての定期的な参加が見込まれるため継続性、③第三者の同席がない場合が想定されることから閉鎖性をそれぞれ満たす。） ・大学のサークルで、月に２回、障害児施設での交流会を開催し、支援、ケア等を通じて児童等と一対一で接することが想定される場合 （①支援、ケア等により児童等との一定の接触があるため支配性、②月２回と定期的である点から継続性、③第三者の同席がない場合が想定されることから閉鎖性をそれぞれ満たす。） ・ボーイスカウトのOBとして、自然体験活動に定期的に参加し、児童等に個別指導等を行うことが想定される場合 （①個別指導等により児童等との一定の接触があるため支配性、②定期的である点から継続性、③第三者の同席がない場合が想定されることから閉鎖性をそれぞれ満たす。）
	対象外	・学校のPTAが開催する年１回のバザーなどのイベントに、保護者がボランティアとして参加する場合 （継続性がなく、参加者として整理） ・地域のスポーツクラブの練習に、大学生となったOBが、夏休みの１日だけ、ボランティアとして児童等に指導等を行う場合 （継続性がなく、参加者として整理）
その他	対象外	・学校に１日だけ講演に来るゲストスピーカー （１日だけであり、継続性を満たさず、第三者が同席しない状況で児童等に接することが想定されないため、支配性、閉鎖性も満たさない。） ・模擬試験の試験問題の配付、時間管理等の運営管理にアルバイトスタッフとして携わる者 （第三者の同席がない状況で児童等との接触が想定されない場合には、支配性、閉鎖性を満たさない。）

２－③　就業規則等の見直し

就業規則の参考例（対象業務従事者の範囲）

- 対象事業者において、法の対象となる対象業務従事者に該当する職種の者について、あらかじめ就業規則等で定める（ガイドライン別紙5「1.対象業務従事者の範囲」）。その上で、募集段階で（現職者は法施行日までに）従事者本人に対象業務従事者となり得る旨等を書面等により通知する。
- 対象業務従事者の具体例は、ガイドライン42~47頁（教員等）、ガイドライン60~64頁（教育保育等従事者）参照。
- 契約社員、パートタイム労働者、アルバイト、定年後再雇用者等について、別途規程を設けている場合は、就業規則本則と同様に対象業務従事者を規定する。

［学校設置者等向け］

（教員等）
第○条　当法人の職員のうち、次の各号に掲げる者は学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）第２条第４項に規定する教員等に該当するものとする。ただし、第九号から第十三号に掲げる者については、業務を通して児童等と接する機会のない者を除く。
一　園長
二　副園長
三　事務局長
四　主任
五　副主任
六　保育士
七　保育補助
八　保健師、看護師、准看護師
九　管理栄養士、栄養士
十　調理員
十一　事務員
十二　送迎バス運転手
十三　送迎バス添乗員

［認定事業者等向け］

（教育保育等従事者）
第○条　当法人の職員のうち、次の各号に掲げる者は学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）第２条第６項に規定する教育保育等従事者に該当するものとする。ただし、第四号及び第五号に掲げる者については、業務を通して児童等と接する機会のない者を除く。
一　教室長
二　事務部長
三　講師
四　事務員
五　警備員

就業規則の参考例（不適切な行為の範囲等）

- 就業規則において、①こども性暴力防止法に基づく防止措置の対象となる児童対象性暴力等やそれにつながる不適切な行為の範囲、②教育、保育等を提供する場においてこれらの行為を行うことは本法の趣旨や規定に反する行為であり厳格な懲戒処分の対象になり得ることを定め、従事者に周知・伝達する。
- 「不適切な行為」の内容は、**各施設・事業の性質や対象児童等の年齢・発達の状況等**によって異なることが想定される。**横断指針の例示**も参考に、**従事者が過度に委縮することがないよう留意しつつ、各事業者の実態に応じて明確化**する。

就業規則（ガイドライン別紙5）

（児童対象性暴力等及び不適切な行為の禁止）

第○条　職員は、こども性暴力防止法第２条第２項に規定する児童対象性暴力等として次に掲げる行為をしてはならない。

一　児童等（こども性暴力防止法第２条第１項に規定するものをいう。以下同じ。）に性交等（刑法（明治40年法律第45号）第177条（不同意性交等）に規定する性交等をいう。以下この号において同じ。）をすること又は児童等をして性交等をさせること（同法第177条（不同意性交等）の罪に当たる行為、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条第１項第６号の淫行罪に当たる行為及び条例により禁止される性交等に当たる行為を含み、児童等から暴行又は脅迫を受けて当該児童等に性交等をした場合及び児童等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）

二　児童等にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること（刑法第176条（不同意わいせつ）の罪に当たる行為、児童福祉法第34条第１項第６号の淫行罪に当たる行為及び条例により禁止されるわいせつな行為に当たる行為を含み、前号に掲げるものを除く。）

三　刑法第182条（16歳未満の者に対する面会要求等）の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。以下「児童ポルノ法」という。）第５条（児童買春周旋）、第６条（児童買春勧誘）、第７条（児童ポルノ所持、提供等）若しくは第８条（児童買春等目的人身売買等）の罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和５年法律第67号）第２条（性的姿態等撮影）、第３条（性的影像記録提供等）、第４条（性的影像記録保管）、第５条（性的姿態等影像送信）若しくは第６条（性的姿態等影像記録）の罪（児童等に係るものに限る。）に当たる行為をすること（前二号に掲げるものを除く。）

四　児童等に次に掲げる行為（児童等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であって児童等を著しく羞恥させ、若しくは児童等に不安を覚えさせるようなものをすること又は児童等をしてそのような行為をさせること（前三号に掲げるものを除く。）。

イ　衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位（児童ポルノ法第２条第３項第３号に規定する性的な部位をいう。）その他の身体の一部に触れること（条例により禁止される痴漢行為を含む。）

ロ　通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること（条例により禁止される盗撮行為を含む。）

五　児童等に対し、性的羞恥心を害する言動（口頭の発言に限らず、ソーシャルネットワーキングサービスや電子メール等を用いることを含む。）であって、児童等の心身に有害な影響を与えるものをすること（児童等に対する悪質なセクシュアル・ハラスメント（児童等を不快にさせる性的な言動）を含み、前各号に掲げるものを除く。）

２　職員は、前項に規定する児童対象性暴力等につながり得る不適切な行為として次に掲げる行為をしてはならない。

一　児童等と私的な連絡先（ＳＮＳアカウントを含む。）を交換し、私的なやり取りを行うこと

二　私的に児童等と事業所外で会うこと

…

Ｘ　その他前各号に準ずる児童対象性暴力等につながり得る不適切な行為

３　職員は、前二項に掲げる行為を行い、又は当該行為を理由として逮捕若しくは起訴された場合は、法人に速やかに報告しなければならない。

各施設・事業の性質や対象児童等の年齢・発達の状況等によって異なることが想定される。従事者が過度に委縮することがないよう留意しつつ、各事業者の実態に応じて明確化すること。

就業規則の参考例（懲戒事由）

- 判例上、使用者が労働者に対し、**懲戒処分を行うためには、あらかじめ就業規則において、懲戒事由及び懲戒種別を定め、その就業規則を労働者に周知する**必要があるとされている。また、懲戒処分は、就業規則上の懲戒事由に該当するとともに、懲戒処分の相当性がなければ無効となる（労働契約法15条）。
- 防止措置のうち**「おそれ③・④」**との関係では、就業規則に児童対象性暴力等や不適切な行為の範囲とそれらを行ってはならない旨を定め、その違反が懲戒事由に該当する形になっている中、実際に児童対象性暴力等や不適切な行為が発生した場合は、**その具体的な事実関係（重大性・悪質性等）に応じて、懲戒処分を実施**することになるが、**懲戒解雇や諭旨退職以外の懲戒処分を実施する場合は、それのみではこどもとの接触を回避することには直ちにはつながらないので、配置転換等を行うこと**も必要である（ガイドライン232頁）。

就業規則
（ガイドライン別紙5）

（懲戒の事由）
第○条　職員が次のいずれかに該当するときは、情状に応じ、【けん責、減給、出勤停止、降格、諭旨退職又は懲戒解雇（注：就業規則の別条に定める懲戒の種類を列挙）】とする。
一　～～～
…
○　法人内の秩序又は風紀を乱したとき。
○　本規則その他法人の定める規程に違反したとき。
○　業務上の指示・命令に従わなかったとき。
○　こども性暴力防止法に規定する児童対象性暴力等に該当する行為又はそれにつながる不適切な行為を行ったとき。
○　学歴、職歴、資格、犯罪歴等の重要な経歴を詐称して雇用されたとき。
○　刑法その他刑罰法規の各規定に違反する行為を行ったとき。
…
X　その他前各号に準ずる不適切な行為があったとき。

就業規則の参考例（附則）

- 就業規則の規定例は、法の施行前の段階から施行・適用することが想定される。
- 法の施行前の段階から施行・適用することに鑑み、上記の点についてトラブルが生じないよう、明確化の観点から、就業規則の附則において、新規制定又は改定に係る就業規則の施行日を定めるとともに、法の施行前であっても適用されるものとする旨を定める（ガイドライン別紙5「6.附則」）。

（附則）

1　この就業規則は、令和○年○月○日に施行する。

2　この就業規則は、こども性暴力防止法の施行前であっても適用されるものとする。

２－④　採用募集要項等の見直し
採用過程での性犯罪前科の事前確認

誓約書等の参考例

赤字：採用過程（経歴詐称）関係
青字：犯罪事実確認の手続関係

誓約書（ガイドライン別紙4）

私は、貴法人の採用選考に際し、以下の事項を誓約いたします。
1. 私は、裏面記載の、令和８年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第８項に規定する特定性犯罪事実該当者ではありません。
2. 採用選考の過程で提出する書類及び申告する内容はすべて事実であり、事実と異なる申告は一切いたしません。

＊ 裏面には参照条文を掲載（GL別紙4参照）。
＊ 法の施行後に本ひな型を使用する際は「令和8年12月25日までに施行予定の」という文言は外す。

内定通知書（ガイドライン別紙4）

●.内定取消事由
① ～～～
② ～～～
○ 学歴、職歴、資格、犯罪歴その他の重要な経歴の詐称があるとき。
○ 法人から対応を指示された学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）に基づく犯罪事実確認に必要な手続等に対応しないとき。
○ 犯罪その他社会的に不相当な行為を行い従業員として不適格と法人が判断したとき。
○ その他前各号に準ずるやむを得ない事由があるとき。

＊ 内定取消事由は、内定後に提出させる誓約書に記載することとしても差し支えない。

就業規則（ガイドライン別紙5）

（試用期間）
第○条 職員として新たに採用した者については、就労開始日から○か月間を試用期間とする。～～～。
２ ～～～
…
○ 採用時までの申告事項が事実と異なり、学歴、職歴、資格、犯罪歴その他の重要な経歴の詐称があると認められた場合その他職員として不適格であると認めた場合は、試用期間中に解雇することがある。～～～。

（懲戒の事由）
第○条 職員が次のいずれかに該当するときは、情状に応じ、【けん責、減給、出勤停止、降格、諭旨退職又は懲戒解雇（注：就業規則の別条に定める懲戒の種類を列挙）】とする。
一 ～～～
…
○ 法人内の秩序又は風紀を乱したとき。
○ 本規則その他法人の定める規程に違反したとき。
○ 業務上の指示・命令に従わなかったとき。
○ こども性暴力防止法に規定する児童対象性暴力等に該当する行為又はそれにつながる不適切な行為を行ったとき。
○ 学歴、職歴、資格、犯罪歴等の重要な経歴を詐称して雇用されたとき。
○ 刑法その他刑罰法規の各規定に違反する行為を行ったとき。
…
X その他前各号に準ずる不適切な行為があったとき。

（犯罪事実確認の手続に応じる義務）
第○条 職員は、法人の指示に従い、こども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認に必要な手続等に対応しなければならない。

３－②　相談体制整備（相談窓口設置・周知等）

こどもまんなか
こども家庭庁

保護者向け周知用資料（ひな形）

こどもの性被害を防ぐために
保護者の皆さまにお願いしたいこと

保存版

1 こどもの権利について知ること

こどもの権利を学ぶことで、こどもは、危険に対して「いや」と言いやすくなると考えられます。

保護者の皆さまも、こどもたちと一緒に**こどもの権利についてご理解をお願いします**。

参考パンフレット
ちかごろよく聞く　こどもの権利って！？
（こども家庭庁）
URL：https://www.cfa.go.jp/policies/childrights

「生命（いのち）の安全教育」
こどもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教材です（文部科学省）。
URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html

2 こどものサインに気づくこと

こどもは、性暴力を受けても、被害を訴えることが難しいケースが多いです。

こどもが見せるサインを見逃さないよう、日頃からこどもの様子に目を配ってください。

参考パンフレット
こどもたちのためにできること
～性被害を受けたこどもの理解と支援～
（内閣府・こども家庭庁）
URL：https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/index.html#child
※ サイト下部に当該パンフレットがございます。

性被害に関するご相談はこちらへ

こどもから被害の相談があった場合、異変を感じた場合、相談してよいかわからない場合でも、悩まず相談してください。

誰からの相談かや、相談の内容に関する情報は、厳格に取り扱います。相談したことで、不利益を受けることはありません。

- xxx
- xxx
- xxx

事業者ごとに、内部・外部の相談窓口を記載。
別紙にする、リンクを貼るなども可。

こども性暴力防止法の詳細については、こども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。
URL：https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou

こども性暴力防止法　検索

こどもまんなか
こども家庭庁

こどもの性被害を防ぐために
【○○（事業者名）】の取組

◆こども性暴力防止法に基づき取り組んでいます

「性暴力」には、犯罪に該当するものだけでなく、「こどもを不快にさせる性的な言動」なども含まれます。

＜「性暴力」の例＞
不同意性交、性的部位への接触、わいせつな言動、児童買春、児童ポルノ撮影・所持、のぞき、盗撮　等

起こさせません、見逃しません

- 面談・アンケート
- 相談窓口の設置
- 従事者への研修

などを実施しています。

職員の性犯罪前科を確認しています
（＊）法施行（令和8年12月25日）後順次
性犯罪前科がある職員は、性暴力のおそれを踏まえ、こどもと接する業務に従事させません。

（個別の確認結果は　法律上お伝えできません。）

◆○○の職員は「不適切な行為」は行いません

性暴力につながる「不適切な行為」として、次の行為を定めています

- xxx
- xxx
- xxx

各事業者の実態に応じて定めた行為を記載。
別紙にする、リンクを貼るなども可。

◆万が一、性暴力の事案が発生したら

こどもを守ることを最優先に、関係法令やルールに基づき、事実の確認やこどもの保護に組織として全力で対応します。また、日頃からそのための体制を整えています。

事案の概要は、原則として、事案にかかわっていない保護者の皆様にも、ご説明します。
ただし、事業者の対応に遅れや混乱が生じたり、二次被害等が生じることを防ぐため、必ずしも事案の発生直後に説明を行わない場合があります。ご理解をお願いします。

お願い
うわさを立てたり、広めたりしないようお願いします

性犯罪歴や性暴力の疑いなどの情報は、個人の重要なプライバシーに関わります。

性暴力の被害のうわさが広まると、被害を受けたこどもやその家族を大きく傷つけ、二次被害につながります。

⚠ このようなプライバシーにかかわるうわさを流した場合、法律に定める刑罰や、損害賠償の対象となる可能性があります。

保護者向け周知用資料ひな型

こどもまんなか
こども家庭庁

児童等向け周知用資料（ひな形）

＜中高生向け＞

＜中高生向け＞

性被害からあなたを守るために、相談を受けた後はこのように対応します

あなたの意見をききながら、あなたの安全を守りながら、適切に対応します。ひとりで悩まずに、まずは相談してください。

相談をうける
- とく名で(名前を言わずに)相談できます。
- 秘密は守られます。安心して相談してください。

ほかの大人と協力する
- 相談の内容については、ほかの大人と協力して対応します。
- 誰とどのように協力するかは、あなたと相談したいです。あなたの知らないところで、誰かが知ることがないように努めます。

しらべる
- 相談してくれた内容についてもっとくわしく知るため、関係する人に話をきいたりします。
- あなたを傷つけた人への確認は慎重に行います。

対応をきめる
- あなたにも、どういう対応がよいかなど、意見をききます。
- しらべた内容によって、どのように対応するかを決めます。

報告する
- 相談を受けてから、どういう対応になったか、あなたにお知らせします。

＜小学生（高学年）向け＞

＜小学生（高学年）向け＞

あなたを守るために、相談をうけた後はこのように対応します

あなたの意見をききながら、あなたの安全を守りながら、きちんと対応します。なやまずに相談してください。

相談をうける
- お名前をいわなくてもだいじょうぶです。ひみつも守ります。

しらべる
- 相談の内容について関係するひとに話をきいたり、ほかの大人と協力することもあります。

対応をきめる
- あなたの意見をききながら、どのように対応するかきめます。
- きめた対応についてはあなたにもおしらせします。

＜小学生（低学年）向け＞

＜小学生（低学年）向け＞

あなたを　まもるために　このように　します

あなたの　はなしを　ききます。あなたの　あんぜんを　まもります。なやまずに　おはなしをきかせてください。

おはなしを　きく
- おなまえを　いわなくても　だいじょうぶです。　ひみつも　まもります。

しらべる
- かんけいする　ひとに　はなしを　きいたり、ほかの　おとなと　いっしょにかんがえることもあります。

どうするか　きめる
- あなたの　おはなしを　ききながら、どうするか　きめます。
- きめたら　あなたにも　おはなしします。

[児童等向け周知用資料（相談後のフロー）ひな型（中高生向け）]
[児童等向け周知用資料（相談後のフロー）ひな型（小学生（高学年）向け）]
[児童等向け周知用資料（相談後のフロー）ひな型（小学生（低学年）向け）]

相談窓口の周知広報資料

〇広報カード

事業者において、「相談窓口の周知広報資料」として活用できる様式例を作成しております。

外部相談窓口については、外部機関が作成した周知広報資料と併せて、周知広報することも有効です。

【低年齢児童～小学生向け】

＜おもて＞

＜うら＞

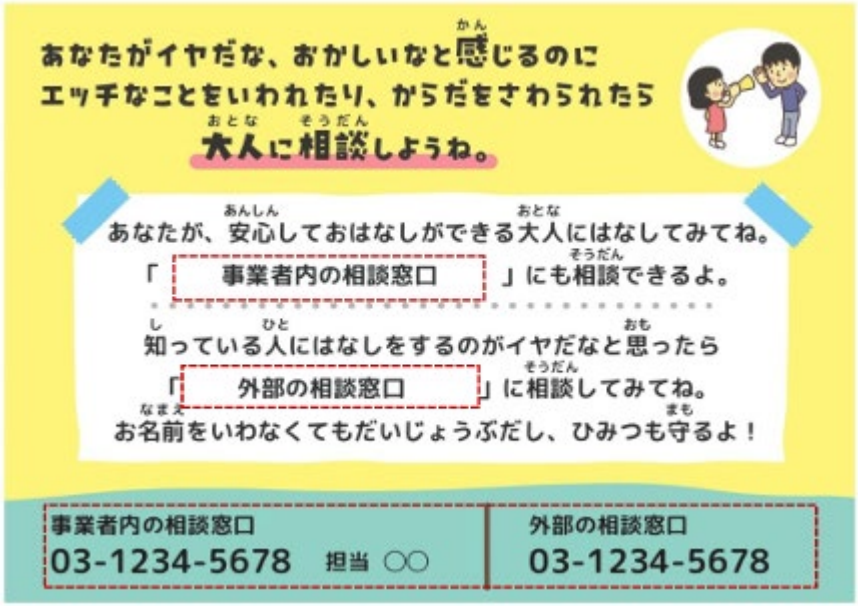

広報カード（低年齢児童～小学生向け）

４－① 情報管理規程の作成
規程に沿った情報管理体制の整備

こどもまんなか こども家庭庁

情報管理規程ひな型（記載例）

ひな型①：責任者一人・システム内で管理する場合

情報管理規程（ひな型①）

【事業者における責任者一人（理事長、人事担当部長等）のみが、こども性暴力防止法関連システム上のみで犯罪事実確認書を確認し、それ以外では犯罪事実確認記録等の記録・保存等を行わない場合】

※ 本ひな型は最低限求められる措置をベースに記載している。各事業者は、別紙1の標準的措置の考え方を十分理解した上で、その実情に合わせて本ひな型を適宜改変した上で活用されたい。

※ 法関連システムとは、こども性暴力防止法（以下「法」という）の運用のために、こども家庭庁で新たに開発するシステムをいう。

第１章　総論

（1）　基本的事項

- 責任者は犯罪事実確認書の取扱いに関する基本方針を、次のとおり定める。
  - 犯罪事実確認書の取扱者は責任者1名のみとする
  - 犯罪事実確認書の記載内容について、別に記録・保存を行わない
  - 情報機器の種類や環境、ネットワークの状況等に応じた情報管理措置を講じる
  - 犯罪事実確認書の取扱いの手順に応じて必要な対応を行う
  - 組織の長自ら情報管理の重要性を理解し、組織として点検・改善を実施する
  - 法に定める情報管理措置に関する規定を遵守する

第２章　組織的情報管理措置

（1）　組織体制の整備

- 犯罪事実確認書の取扱いに関する責任者（以下「責任者」という。）を設置し、●●長をもって充てる。
- 責任者は、犯罪事実確認書の管理に関する事務を総括するとともに、自ら本規程に定められた事項を遵守し、かつ従事者に遵守させるために、本規程に定める措置その他必要な措置を実施する責任を負う。
- 責任者以外の従事者が犯罪事実確認書の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合は、責任者に報告連絡する。
- 責任者は、漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合、こども家庭庁の対応マニュアルに基づき対応する。また、その対応を行うための体制を整備する。
- 責任者は、漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の報告連絡体制及び法や情報管理規程に違反している事実又は兆候を把握した場合の報告連絡体制を次のように定める。

（報告連絡体制図：単一事業所内で完結する場合）

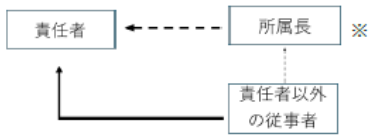

※事業所の規模が大きい場合、所属長経由で報告することも考えられる。

（報告連絡体制図：事業者内に事業所が複数ある場合）

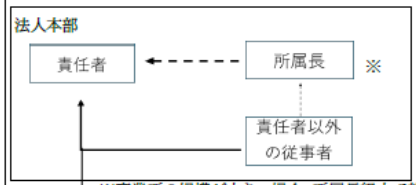

※事業所の規模が大きい場合、所属長経由で報告することも考えられる。

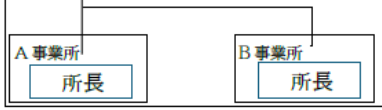

- 犯罪事実確認書の取扱いに関する責任者の任務と責任を次のように定める。

任務	責任
・法人全体の犯罪事実確認書の申請事務取りまとめ・閲覧 ・法関連システムの ID 管理	・法人全体の犯罪事実確認書の情報管理措置 ・法関連システムの ID 管理

（2）点検等

- 責任者は、法や情報管理規程の遵守状況につき、定期的に自己点検又は他部署等による監査を行う。
- 自己点検の際、責任者は取扱いの不備、情報漏えいの発生の危険性、改善すべき点等について、見直し及び改善に取り組むとともに、必要に応じて規程を変更する。

第３章　人的情報管理措置

（1）　研修・訓練等

- 責任者は、犯罪事実確認書の取扱いに関する次の内容について、着任時及び定期的に研修等を受講する。
  - 犯罪事実確認書の管理の重要性
  - 情報管理措置の基本原則及び具体的措置
  - 法違反、漏えい等の事実又はおそれを把握した場合の対応
  - 関係法令や事業者内規程等の変更があった場合にはその内容
  - 禁止事項と罰則
- 責任者は、犯罪事実確認書の取扱い、法違反、漏えい等の事実又はおそれを把握した場合の対応について、従事者に対し、着任時に研修等を行う。
- 犯罪事実確認書の秘密保持、情報管理規程に違反した際の人事上の取扱い等に関する就業規則は次のとおり。
  - 就業規則第●条 ……

情報管理規定ひな形①責任者１名記録保存なし）　情報管理規定ひな形②（記録保存なし）　情報管理規定ひな形③（記録保存あり）

事業者における取組事例

こどもまんなか
こども家庭庁

こどものセーフガーディング行動規範の策定（札幌市児童会館）

○ 問題が起きる前に**組織全体で予防と対策を講じる必要**があるとの認識の下、立候補形式で現場職員が中心となる**チームを結成**。外部の専門的な知見から学ぶワークショップ等を行いながら、ボトムアップで禁止事項19項目、留意事項10項目からなる**「こどものセーフガーディング行動規範」**を策定（令和5年3月）。
○ 職員としての姿勢が**明文化**され、研修でも活用することなどで**全職員が共通理解を持ち行動**することにつながっている。
○ 策定後、こどもにも周知。アンケートで生の声を集める取組も推進。チラシを作成し館内掲示と保護者や地域へ配り説明。

行動規範 ～職員がこどもとかかわるときに大切にしていること～

私たちは、こどもにとってもっともよいことはなにかを、こどもと一緒に考えます。
こども一人ひとりに寄り添い、こどもの気持ちや意見を大切にします。

1. こどもの権利を保障する立場であることを自覚し行動します。
2. こどもと気持ちを共有し、こどもの声を大切にします。
3. こどもの持つ力を信じ、時に関わり、時に見守り、こどもの成長の機会を第一にします。
4. こども一人ひとりがこどもの権利を理解し意見表明・参画する柱となるよう、こどもの持つ力を引き出します。
5. こどもについて職員間で共有しコミュニケーションに努めます。
6. こどもの発達・安全に危険を察知した場合は、内外問わず安全確認のため関係機関と連携を図ります。
7. 事業の前に行動規範に反する活動内容でないかどうかを話し合います。
8. 行動規範に則り、こどもたちが安心安全に活動できる環境を整えます。
9. 不適切な行為が見過ごされないように、こどもに関わる一人ひとりが責任を持ちます。
10. 可能な限り第三者の目が届く場所で、こどもと過ごします。

子どもの権利条約 4つの原則

出典：
日本ユニセフ協会

権利を守るための行動規範

行動規範とは

行動規範は、こどもの権利を守り、こどもの安心安全な環境づくりのための大切な価値観や判断基準、言動を明言したものです。行動規範の基盤はこどもの権利、守られる権利4つの原則を根幹としています。

誰が行動規範を守るのか

・児童会館の職員・児童会館に関わるすべての方
行動規範は公私にわたって遵守することとしています。

行動規範 ～禁止事項～

1. どんな理由があっても、叩く・蹴る等暴力を行うこと
2. 罰を目的とした拘束をもって身体的苦痛を与えること
3. 暴言・無視・脅し・人格や特性を否定する提案・発言など、心理的苦痛を与えること
4. こどもと性的な関係を持つこと
5. 支援が必要な場合を除き、プライベートゾーンを見る・触る・見せる・触らせること
6. 不適切な身体的接触をすること
発達段階に合わせた適切な対応に努めます
7. わいせつなことを連想させる言動をすること
こどもにわいせつな画像や動画を見せること
8. 性的嗜好の対象となるような写真の撮影や掲載をすること
9. 宿泊行事において、こどもと同室で寝ることや一緒に入浴すること
※ただし支援が必要な状況かつ上長の許可を得ている場合を除く
10. こどもが困っている状態や危険な状況のまま放置すること
11. 性的、金銭的、労働力としてなど、いかなる理由においても、こどもを個人の利益や欲求のために利用すること
12. 差別やえこひいきなどによって、他のこどもと異なる扱いをしたり、集団から排除、また加担すること
13. 支援が必要な場合を除き、子どもが自分でできることを必要以上に手伝うこと
14. こども本人及び保護者の承諾を得ずに写真や動画の撮影や使用すること
記録時に個人端末を使用すること
15. 撮影した写真や動画を私的な理由で使用すること
16. 活動上知り得た情報や個人を特定できるような内容を外部に漏らすことや、個人のSNS等に発信すること
17. 活動外において、こどもや利用者と個人的な連絡を取ったり、取ろうとしたり、会ったりすること
18. こどもが暴力や虐待の被害にあいやすい状況や環境をつくること
19. 行動規範違反との疑念を持たれかねない行動や状況に自分自身を置くこと

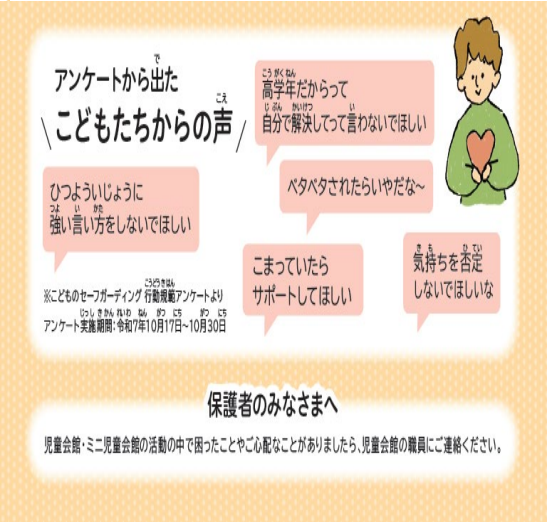

こどもまんなか
こども家庭庁

運営ルール・危機管理マニュアルの作成、ボランティア等に対する研修等（Learning for All）

○ こどもの安全を守るための運営ルールを定め、ガイドラインを整備。室内で二人きりとなる状況は作らないなど「こどもとの接し方の注意事項」などを定めた危機管理マニュアルも作成。職員だけでなく、学習支援に参加する学生ボランティア等とも共有。
○ ボランティアには現場に入る前に、こどもへの性暴力禁止などハラスメント防止を含む約２０時間の研修を実施。
○ 居場所づくりの活動の中では、こどもに対し、作成したプライベートゾーンについて教えるためのカードを活用し、水着で隠れる身体部分と口は、他の人に見せたり、触らせたりしてはいけないことを教えている。（日々の活動の中で、性に関するルールについて児童の意識が低いと感じた際に、カードを繰り返し活用。）

危機管理マニュアル抜粋

- ハラスメント
  - 認識
    - 「軽い冗談」や「スキンシップ」など，親しさを表すつもりの行為であったとしても，受け止める側の子どもが不快さを感じる場合があることを理解する。
    - 「この程度のことは許容範囲内だ。」「子どもと信頼関係が築けている。」などの勝手な憶測・思い込みはしない。
    - 子どもに嫌がっている様子が見られなくても，「スタッフに嫌われるかもしれない。」「スタッフが怒るかもしれない。」などと考えて意思表示できないだけで、実際は不快に思い苦しんでいる場合があることを理解する。
    - 精神的未熟又は情緒不安定ゆえに、子どもがスタッフに身体的接触を求めてきたり恋愛感情の表現があった場合に、完全に拒否すれば子どもとの信頼関係が損なわれたり情緒不安が悪化する恐れがあると考えることは自分勝手な思い込みであり、決して応じてはならないことを理解する。
  - セクシャルハラスメント
    - 子どもとの接し方の注意事項
      - 室内で子どもと2人きりとなる状況は絶対に作らないこと。
      - 安易に学校外（職員・スタッフの車の中を含む。）で相談を受けたり、2人きりになる状態で室内に招かないこと。
      - 個人の携帯電話の番号やメールアドレスを交換しないこと。
        - 子どもとの連絡やりとりは原則NGとし、保護者との連絡においては、すべて拠点の携帯電話あるいは拠点メールアドレス/拠点LINE(マネージャー要承認)からとする。
      - 閉鎖された空間である面談室等を使用する場合には、事前に他職員に状況説明をすること。
    - 具体例
      - 発言によるセクハラ
        - 卑猥な冗談を言ったり、恋人や性的な体験などについて聞く。
        - 身体的な特徴・サイズについて聞く。
        - 生理を理由に欠席する子どもに、月経周期等を必要以上に質問する。
        - 必要以上に電話をし、また、携帯電話などで性的な表現などを使用したメールを送る。
      - 行動によるセクハラ
        - 子どもを膝のうえに乗せて頭・腕などを撫でる。
        - 会話の際に、必要がないのに肩や背中に触れながら話をする。
        - マッサージと称して身体に触れる。また、子どもにマッサージをさせる。
        - 胸や局部などをじろじろと見る。
        - 記録係でもないのに個人的なビデオ・写真撮影などを行う。
        - 子どもの相談に乗るなかで自分に好意を抱いた子どもの身体に触れる，キスなどをする。
        - （特に障害のある子どもに対して）抱きかかえる際に、胸を押さえたり，お尻を触る。必要以上に体を密着させる。

こどもまんなか
こども家庭庁

男性保育士マニュアル作成、防犯カメラ設置、プライベートゾーンの教育等（社会福祉法人T会）

〇保護者の安心やこどもの権利を守る観点から、職員と協議を重ねたのち、男性保育士向けマニュアルを作成し、男性保育士による0・1歳児クラス担任配置やトイレ介助及び午睡対応を行わない、男性保育士と園児が1対1の状況にならない等の運用を実施。

〇「職員を監視するため」ではなく、「こどもと職員を守るため」のものとして、開設の2014年から園内に26台の防犯カメラを設置。職員の中には、導入当初は一部慎重な意見もあったが、事案発生時の事実確認による職員保護につながる事例等を重ね、現在では設置についての理解が進んでいる。

〇年齢に応じた言葉や絵本・動画等のツールを活用してプライベートゾーンの教育を実施。教育だけでなく環境整備も重視しており、着替え場所を男女で分けることや、外から着替えやトイレが見えないようパーテーションを設置すること、男女同じトイレでも男女でトイレの時間を分けること等を実施している。

外から着替えやトイレが見えないようパーテーションを設置している。

通常の職員の行動指針に加え、男性保育士向けマニュアル整備

こどもまんなか
こども家庭庁

性的虐待防止のための「服務規律」制定や未然防止のための環境整備（認可保育所・どろんこ会グループ）

＜不適切な行為の検討、服務規律の整備＞

○　保育中に虐待やわいせつ行為の疑いを把握した場合の初動対応フローを「保育品質マニュアル」に規定するとともに、「身体的な接触を伴う介助や指導を行う場合は、可能な限り複数で行うこと」等の内容を含む服務規律を制定。各施設長の責任の下、職員への指導を含めた浸透を図っている。

＜未然防止のための環境整備や保育の推進＞

○　掃き出し窓や保育室に壁を作らない棚の配置等、できる限り死角をなくすような施設づくりに加え、園長・主任による不規則な巡回の実施や固定の場所を作らないような職員配置の工夫などにより、安全・安心な環境整備に取り組んでいる。

○　また、職員が使える専用のフォームを設置し、日々の保育の中での不適切行為の疑いなどの職員同士の気づきについて、気軽に声を上げられるような環境の整備を図っている。

＜こどもや保護者に対する働きかけ＞

○　平成15年に、実際の児童間のトラブルを契機として、性教育のための教材や教育内容を整備。こども・保護者への啓発として、こどもに対しては、「プライベートゾーン」や体を触られるなど「嫌なことをされた場合の対応」を教え、保護者に対しては、毎年チラシを配布し、教育を行う意義等について丁寧な説明を実施するとともに、保護者が参加することも歓迎している。

○　日々の保育の中では、着替えやトイレについて完全に男女に分けることはせず、自然な関係の中で、男女の体の違いや、プライベートゾーンを隠すべきこと等について教えている。

＜性暴力、不適切な行為について定めた服務規律＞

【保育士による性的虐待の定義】　Ⓐ犯罪に該当　Ⓑ性暴力に該当　Ⓒ不適切行為に該当

午睡時・宿泊の睡眠時	午睡時間中に不必要に身体を触る・身体を密着させる Ⓒ		
	午睡時間中や寝かしつけ時に特定の児に添い寝をする Ⓒ		
着替時・銭湯時・プール時	裸、下着姿をじろじろ見る Ⓒ	裸、下着姿を撮影する Ⓐ	人前でシャワーや着替を裸にして行う Ⓒ
	着替えの介助時や身体を拭く際に意図的に触る Ⓒ	身体を不必要に密着させる Ⓒ	
おむつ替え時	プライベートゾーンを撮影する Ⓐ	性器を意図的に触る・もてあそぶ Ⓐ	
	おむつの中に手を入れて確認する Ⓒ	服の上から陰部を触ったり揉むように確認する Ⓒ	
排泄時	排泄時に性器に触れる、撮影する Ⓐ	自分でやりたい意思を示しているのにわざわざ介助に入る Ⓒ	
保育中の身体接触	不自然かつ必要以上の接触（頬擦りする／必要以上に長時間抱きしめる／小学生以上の児童をおんぶする・肩車する・膝に乗せる） Ⓒ		
	くすぐりとして、意図的に陰部・胸部・脇などを触る Ⓒ		
	業務上必要でないのにマッサージをする、マッサージをさせる Ⓒ		
	抱っこ、おんぶ、肩車で意図的に、又は必要以上にプライベートゾーンを触る Ⓒ		
	保育士が園児のほっぺなどにキスをする Ⓐ、または「〇〇ちゃん、先生にチューして」などと言う Ⓒ		
	他のスタッフの目を盗み、性交・性交類似行為・性的部位を触る触らせる・自身の性器を見せる・押し当てる・下着おむつの中に手を入れる・自慰行為をする Ⓐ		
撮影時	個人携帯で園児を撮影する、保存する（裸でなくても） Ⓒ		
	Doronko携帯で園児を撮影し、別の記録媒体にシェアする Ⓒ		
	Doronkoが指定した肌の露出を超えた状態に児がある時に撮影する Ⓒ		
バス移動時	意図的な席配置 Ⓒ	不自然かつ必要以上に接触する Ⓒ	
面会	休日や勤務時間外に保護者の承諾がないまま園児と二人きりで会う Ⓐ		
密室	休日や勤務時間外に、迷子や雨宿り等を理由に自宅へ招き入れようとする Ⓒ		
	園内で別室に呼び出すなど児童と二人きりになろうとする・寝かしつけ時に特定の児とだけ添い寝をする Ⓒ		
	更衣や宿泊を伴う活動で、児童とスタッフが二人きりで更衣室やお風呂を利用する Ⓒ		
特別扱い	特定の児に金品を与えたり、正当な理由なく言葉掛けや態度を変える Ⓒ		
	容姿を過度にほめる Ⓒ	特定の児の保育・介助を理由なく担当しようとする Ⓒ	
性的グルーミング／手なずけ	「これは先生と〇〇ちゃんの二人だけの秘密だよ」と言って、行為を他言しないよう口止めしたり、特別な関係にあるように錯覚させたりする Ⓒ		
コミュニケーション	わいせつな言葉を発する又は会話や質問をする Ⓑ	児にわいせつなことを言うようにお願いする Ⓑ	
	プライベートゾーンに関する身体的特徴についてからかう、笑う、うわさを流布する Ⓑ		

＜死角のない施設づくり＞

＜施設で使用する教材＞

こどもまんなか
こども家庭庁

参考となる各種資料

こども家庭庁HP
こども性暴力防止法について

こども性暴力防止法施行ガイドライン
（令和８年１月９日策定）

従事者向け研修教材

解説動画・資料

各種ひな型・参考例

相談窓口のご案内

Q 準備を進めるにあたって、迷うことがあった場合はどこに相談をすればよいですか。

A 今年の４月より、専用のお問い合わせフォームを設けておりますので、そちらにご相談ください。
https://ssl.form-mailer.jp/fms/85b61250877898

また、コールセンターも設置しておりますので、そちらもご活用ください。
専用ダイヤル：03-5357-1146
（受付時間：平日9時から17時まで（年末年始を除く））